

中国は2008年の税制改正で、企業所得税率を25%に引き下げるとともに、非居住企業の定義を規定して外国法人の課税について整備しました。同時に、過少資本税制の導入、国際的二重課税回避制度の実施、移転価格税制のさらなる整備等が進められ、その結果、現行の企業所得税制は、国際的にも通用するものと考えられています。

にもかかわらず、税務の執行のあり方がいまひとつ不透明と評されることがあるのはなぜなのでしょう。それは、建前として租税法主義の原則を取り入れてはいても、実際は、裁量主義による税務執行がなされているからだと思います。

租税法主義とは、課税

中国での外国法人への課税

知っておこう 国際税務

⑩

当局の裁量大、折衝も可能

このような中国税務の特権の行使に関する原則です。ごく簡単に言えば、課税は税法に書かれた取り扱

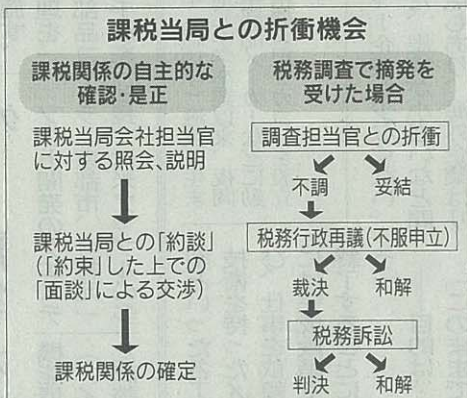
このように中国税務の特権の行使に関する原則です。ごく簡単に言えば、課税は税法に書かれた取り扱

このように中国税務の特権の行使に関する原則です。ごく簡単に言えば、課税は税法に書かれた取り扱

このように中国税務の特権の行使に関する原則です。ごく簡単に言えば、課税は税法に書かれた取り扱

る体系とされています。しかし、実際には、中国では税法ではない通達の重要性が日本以上に高いのが現実です。税法ではない通達を

課税当局との折衝機会



技術者の派遣とされない特典が日中租税条約に定められています。

当局との折衝や争訟手続きにおける和解は、必ずしも租税法主義によらない中国税務ならではのフレキシビリティととらえ、積極的かつ戦略的に利用すべきです。

村田租税政策研究所 税理士・朴木直子